

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年3月1日(月) 午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (46名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
		10番	末光 亨
11番	清家 儀三郎	12番	竹葉 邦政
13番	谷本 宏明	14番	玉木 邦英
15番	土居 喜三郎	16番	冨永 文夫
		18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓土
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (1名)

農業委員 17番 濱田 金治

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

10番 末光 亨 11番 清家 儀三郎

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第6条の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第4号 認定電気通信事業の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について

報告第5号 諸証明について

報告第6号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
(令和3年1月16日～令和3年2月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について

議案第6号 宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いをいたします。

《会長》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員23名であります。定足数に達しておりますので、ただ今より令和3年3月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《会長》

本日は農作業等お忙しい中、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。先日も思わぬ雪が降りまして、今年2回の積雪になった訳でございますが、多少は被害が

あったようにはお聞きしておりますが、皆様はどうだったでしょうか。

さて、昨日の事です、最後のびわ湖毎日マラソンに宇和島出身の鈴木選手が日本新記録であります2時間4分56秒というタイムで優勝いたしました。まさにびわ湖毎日マラソンの有終の美を飾るそういう大会で、愛媛の特に宇和島の選手がそういう華々しい記録を打ち立ててくれたという事で、このコロナ禍にある現状におきまして非常に明るいニュースがこの宇和島にも飛んできたなという風に思っております。コロナの方も宇和島でまた1人出た訳でございますが、聞き取り確認も終わりました。まだまだ気は許せませんが、一つ宇和島は安心なのかなという風に思っております。ワクチンの接種も始まりました。かと言いましても一年位掛かるような状況でありますけれども、これからだんだんと終息に向かって行くのではないかと期待をしている訳でございます。そういう関係です、年度末になりますけれども懇親会も視察も出来ないという状況でございますが、今しばらくお待ちいただきたいという風に思っております。オリンピックの方もすったもんだございましたが、森会長が辞められてその後橋本会長の下、開催に向けて全力を尽くしていくという風な状況です、ここまできたらやって欲しいなどは思うんですが、これもワクチンの関係でどういう風にコロナの発生が収まるのかという事にかかっていくんじゃないかと思えます。

そういう中で農業の方は山に行くのが仕事でございます、あまり意識する事もなくマスクもせずに仕事をしているという風な状況でございますが、なお一層皆さんも気をつけていただいてコロナにかからないように、無症状でありまして陰性に治った後、後遺症が出るという話も聞いております。倦怠感も出たり仕事が全然手につかないという風な状況もあろうかと思えます。まずはかからないように努力をしていただきたいと思っております。

本日も重要な案件が揃っておりますので、真剣なご審議をいただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。欠席報告をお願いします。

《今西次長》

本日は濱田委員が所要のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に末光委員、清家委員を指名いたします。

まず報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第6号までの報告がありました。何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本一也委員》

失礼します。135番について説明いたします。〇〇〇〇さんは農業者であって生産者のリーダーシップを取れる方で、娘が経営の後継者で1人居て、本人にも会ったところ△△△△さんは2人で経営拡大との計画で、相手方の合意によるものであって経営拡大で所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

136番について説明いたします。譲受人は経営拡大とこの農地が隣接地のため譲渡人からの要望により作る事になりました。譲渡人はあちらこちらに行って点在している農地の維持管理が難しいようで、譲受人に要望した所、譲受人が作る事になりました。所有権移転で問題もないと思います。

《末光委員》

137番の説明をさせていただきます。借手、〇〇〇〇さんが△△△△さん、これは親子関係になるのですが、規模拡大のためという事で10年間、使用貸借権の契約を設定して耕作するという事です。

《細川委員》

失礼します。138番について説明いたします。〇〇〇〇さんの里が△△△△さんの所でございます、□□□□さんとは姉弟になります。色々話して所有権移転という事がまとまったそうです。◇◇◇◇さんの旦那さんはまじめに百姓をされているので、〇〇〇〇の方で作っても問題ないと思います。

《渡邊委員》

139番について説明させていただきます。〇〇〇〇、△△△△については親子でありまして、改植事業の申請のためでありますので、何ら問題ないと思います。

《森委員》

140番について説明いたします。〇〇〇〇、△△△△の個人の土地を□□□□に貸出そうかという事で何ら問題ないと思います。

《河野委員》

141番について説明いたします。譲受人、譲渡人は親子関係であります。譲受人の〇〇〇〇君は熱心にミカンを作っておりますので問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

142番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を買い取るという事で、丁度近所で問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

143番ですが、ここは1800㎡程の園地でございますが、元々作られていた方が亡くなられてまして、その親戚があたってやっていたのですが、ここ2、3年耕作放棄地に近い状態になっておりまして、たまたま隣接の〇〇〇〇さんが今回、買取るという事になりました。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

《井上委員》

はい。失礼いたします。ちょっとご質問をさせていただきます。

138番、登記地目が田、畑、宅地となっております。現況地目が畑となっておりますが、宅地として登記されていた部分が畑になったという事でよろしいのですか。

《濱田係長》

失礼します。今、井上委員さんからご質問がありました件につきまして、登記地目については宅地という事ですが、現在、現況畑として使用されております。今後も畑として利用されるという形となります。

《井上委員》

そしたら現況が畑ならば農地として、登記地目が宅地であっても大丈夫といった所ですか。

《濱田係長》

はい。そうです。

《 会 長 》

他にどなたかございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《安並委員》

8番についてご説明いたします。この案件については2月25日に会長始め関係者で現地調査を行っております。この土地について昭和51年頃に建っていて違反転用になりますが、始末書も添付されております。農地を転用する事によって周囲に害はないと考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。33番について説明いたします。先月25日に小清水会長を始め事務局等で現地の方の確認に行きまして、ここについてはもともと入り口があってそこから奥に〇〇〇〇さんが所有する畑があります。現状はレモンの栽培をしているようですが、中々土地もそんなに良くもなく育ちも悪いような状況でありました。ここを△△△△さんが宅地分譲したいという事で話がまとまりました。農地部分については南側が駐車場となっておりまったく影響はないのですが、東側、北側、西側が畑に囲まれております。東側についてはビニールハウスがちょっと見えにくいのですが、奥にあるのですが、今の所は何も栽培されていない状況ではあるのですが、今後は何か果樹を植えるかという話になってくるみたいでございます。北側の畑については作物も作られていない状況であります。西側については□□□□さんが所有しているビニールハウスがあるのですが、◇◇◇◇さんは去年、ちょっと体調を崩されてまして中々農業がしづらいという事で、息子さんの方が東京から帰られまして、今、看病をしながらぼつぼつ農業を手伝っているような状況でありますので、中々規模拡大するというのは難しいかなという事でありまして、農地に対する影響ですが、造成、それからまた着工の時には土砂の流出、雨水の流出等くれぐれもないように、周りに迷惑をかけないように注意して工事を行なってくれというのは〇〇〇〇には申しました。

擁壁もしっかりされていますし、境界の確認もしっかりされておられますので問題な

いと思われます。

後一つ入り口なのですが、△△△△さんの土地が入っております。そこはですね既に道路として使用されております。始末書の方も提出されており問題もないと思います。

《末光委員》

34番を説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲受けて自己住宅と賃貸駐車場にするという申請です。

この案件につきましては2月25日に小清水会長始め関係者と現地調査を行なっております。この農地を転用する事によって周囲に被害等の問題はないと思います。

申請地について建物が建っております、始末書も提出済みと確認しております。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《山本豊紀委員》

私の方からは316番、317番について説明をさせていただきます。

316番につきましては、〇〇〇〇さんと△△△△さんとの賃貸借権設定で更新でございます。今までの様子から見て何ら問題ないと考えております。

317番につきましては新規でございます。□□□□さんの土地を◇◇◇◇さんが当たるという事で、実はこの園地は既に数年前から〇〇〇〇さんが耕作している園地でございます。この度農業委員会を通してちゃんとしたという申し出でございまして、新規としてあがっております。

《小清水委員》

318番についてご説明申し上げます。この土地につきましては、〇〇〇〇事業の補助水源であります△△△△の建設に伴います用地の一部であります。平成5年から買収を行ないまして□□□□後に◇◇◇◇に払い下げた土地でございます。雑種地としてあったものを平成22年頃に、〇〇〇〇の若者5人位が集まりまして是非とも観光農園を開きたいという事で、□□□□の方に貸借をお願いしたという経緯があります。平成25年からは農地の方に編入されまして、それ以降4回目の更新になるようになっております。その時から△△△△の方が受け入れ先といいますか、借主となっております。社長の方が□□□□さんであったのですが、昨年息子さんの◇◇◇◇さんに代わりまして、今回から〇〇〇〇さんが取締役という事で契約を行なっております。

なお、この土地につきまして現在、観光農園として使っております。温州みかん、河内晩柑、ブルーベリーを栽培しております。昨年の観光客につきましては、年間700名を受け入れて観光農園としてミカンの収穫、ブルーベリーの収穫を行なっています。なおそれで残った物につきましては、吉田町のきなはいや三万石で販売、又は生協の方に直売をしているという風な状況でありまして、△△△△の経営も順調でありまして何ら問題ないという風に考えております。

《森委員》

319番について説明をいたします。水稻の設定でございまして、〇〇〇〇さんから△△△△へお願いをして耕作をされております。これは更新でありますので何ら問題ありません。

320番も水稻で〇〇〇〇さんから△△△△、これも更新でありますので問題ありません。

321番は水稻で〇〇〇〇さんから△△△△への更新ですので問題ありません。

《赤松利彦委員》

322番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの樹園地を更新します。何ら問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

323番、〇〇〇〇さんから△△△△さん。これは親戚で□□□□さんの叔父さんに

なるのですが3年前に亡くなられて、亡くなって直ぐ3年間作っていたのですが、やはり農業委員会に出した方が良いという事で、今回出した次第であります。問題ないと思います。以上です。

《薬師寺委員》

324番について説明いたします。土地の所有者の〇〇〇〇さんの方からどなたか耕作をしてもらう人が居ないか探していたようです。そしたら近くを耕作している△△△△さんの方に話があり、□□□□さんが耕作する事になったと聞いております。◇◇◇◇さんは息子さんと熱心に農業をしておられるので何ら問題ないと思います。

《谷本委員》

325番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△さんの土地を借りて熱心に施設野菜を経営しております。更新でありますので問題ないと思います。以上です。

《藤岡委員》

326番について説明いたします。〇〇〇〇さんはこの地域の自治会長をされております。この地域は△△△△地区でもっとも過疎化が進んでいる地域でありまして、常々□□□□さんは自分の生まれ育った地域が荒れていくのが寂しいと話しておられました。今回、◇◇◇◇さんの水田を耕作する人が居ないという事で、そういった意味から〇〇〇〇さんが耕作するようになりました。問題ないと思います。

《山口委員》

327番、〇〇〇〇君は熱心な稲作農家であります。更新でありますので問題ないと思います。

《清家委員》

失礼します。328番、329番、330番の説明をいたします。本来ならば濱田委員が説明することではございますが、本日欠席という事で私が代わりに説明いたします。

借人の〇〇〇〇さんは熱心に稲作をされていて、あちこちに7町程持っておられる方で、今回貸借をして稲を作るという事です。こちらの△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さんの3人が同じように〇〇〇〇さんに貸して稲作をしていただいているようです。全部更新なので、何ら問題なく作っていくと思います。

《松本委員》

331番から335番について、借主が〇〇〇〇さんで敷地は現在、ハウスとして使用してしております。更新になりますが△△△△さん、続きまして332番が□□□□さん、333番が◇◇◇◇さん、334番が〇〇〇〇さん、335番が△△△△さんであります。みな敷地はハウスとして使用してしております。更新でありますので何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

339番について説明いたします。更新でございますので何ら問題ないと思います。

340番について説明いたします。これは新規であります。借受人の〇〇〇〇さんは岩松で△△△△を作っており、米作りは熱心にやられておられますので何ら問題ないと思います。

《中村委員》

341番、342番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんなのですが、今までも耕作できてないとの事で貸していました。借人の□□□□さんが耕作をされておりましたが、エゴマ栽培に土質が合わないとの事で合意解約されました。

次の耕作人を探しており、今回◇◇◇◇さんとの話がまとまりました。〇〇〇〇さんは岩瀬に住んでいますが、出身地の御槇地区で農業を頑張っておられます。現地の水田は県道を挟んでいますが、隣接地なので問題はありません。

《氏原委員》

343番について説明をいたします。更新であります。〇〇〇〇さんは熱心な農家で問題はありません。

《三好委員》

344番、345番について説明いたします。

344番は新規となっております。〇〇〇〇さんから△△△△さんが土地を借りて農業を営んでおられて、この度、息子さん□□□□になっているという事で新規となっております。今まで通りという事で問題ないと思います。

続きまして345番、こちらは更新で〇〇〇〇さん、私の隣の園地なのですが熱心に柑橘を頑張っておられます。何ら問題ないと思います。

《富永委員》

346番、〇〇〇〇さんは賃貸借なのですが、△△△△さんからの高齢による依頼らしいです。これも問題ないと思います。

347番、〇〇〇〇さんなのですが、△△△△さんより耕作依頼で更新であります。

348番、〇〇〇〇さん、△△△△さん、その下に□□□□さんとあるのですが、これは同じ兄弟だったという事です。兄弟で分けた土地の小作をして昔から耕作しているそうです。

349番の〇〇〇〇さんは長年からの付き合いで更新という事です。

351番、△△△△さんも耕作依頼です。

352番、□□□□さんの土地を◇◇◇◇さんが新規で耕作の方を以前やられていたところから変わられたので、今回新しく〇〇〇〇さんが受けたという事です。何ら問題ありません。

353番、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが耕作するようになりました。以前

は□□□□さんの土地を◇◇◇◇さんが作っておられたのですが、大分耕作をされていてあまりにも仕事が多いという事で、辞められたので新規に○○○○さんが耕作されるようになりました。別に問題ないと思います。

354番、○○○○さんの相続人の△△△△さんから依頼を受けて□□□□さんが作られるようです。更新ですので問題ないと思います。

355番、○○○○さん。これは△△△△さんの方から連絡があったのですが、仕事が難しいという事で□□□□さんの方に仕事を依頼されたそうです。問題はないという事です。

356番、○○○○さん、△△△△さんの二つの案件で、□□□□さんは親戚です。これは更新なので問題ないという事です。

357番、○○○○さん、これも△△△△さんの土地なのですが、親戚筋の□□□□さんが耕作されるという。これも更新ですので問題ないと思います。

《黒田委員》

失礼します。358番の○○○○さん、△△△△さんから借りております。耕作者とそれから土地の所在地は同じ集落内であります。□□□□さんは元気であり何も問題はないと思います。

359番の○○○○さんにつきましてもお年は召されておりますが、熱心に農業をやっておられる方でございます。この方も土地の所在と本人の住所地が同じ集落内にありますので問題ないと思います。

その次の360番、この○○○○さんも△△△△地区の集落にお住まいで増田の集落内の土地をとということでこちらでも更新でございます。

3件とも問題ないと思っています。

《今西委員》

失礼いたします。361番について説明いたします。更新であります。利用権設定を受ける○○○○さんは地区のリーダーとして農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定の更新をする事に何ら問題ありません。

《土居和宏委員》

失礼いたします。362番、更新でございます。現地の方きっちり耕作されて管理されており問題ないと思います。

363番、同じく更新で○○○○君がきっちり管理されております。

364番、借手の○○○○さんは現地の方きっちり管理されておられました。問題ないと思います。

365番、同じく○○○○さん。現地もきっちり管理されておられます。

366番につきましても更新で、まったく同じです。

367番、新規でございます。貸主の○○○○さんの方は昨年度から別の方をお願いをしていたのですが、その方は都合が悪くなり△△△△さんの方に利用権の設定をお願いされたと、現地等きっちり農地管理されており何ら問題ないと思います。

22ページ、368番なんですけれども、〇〇〇〇さんが耕作されます。これは更新であります。現地もきっちり管理されておりますので問題ないと思います。

《安並委員》

369番、370番は更新でございます。問題ないと思います。

《瀧水委員》

371番について説明いたします。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは非常に熱心に野菜作りをやっておられまして何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

今ほどの説明で松本委員、追加でお願いします。

《松本委員》

申し訳ございません。

336番から338番まで、借人は〇〇〇〇さんが更新で△△△△さん、□□□□さん相続人の◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さん相続人の△△△△さんという事です。更新なので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。ありがとうございました。

《山本豊紀委員》

続きまして所有権移転という事でご報告を申し上げます。

22番、〇〇〇〇さんは現在親子2馬力で農業をしております、園地拡大という事で△△△△さんの農地を買い取るというお話がまとまったという風に聞いております。

何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

23番、〇〇〇〇さんが隣接している△△△△さんの土地を購入のため買い取ったという事で何ら問題ないと思います。

《末光委員》

24番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは44歳で水田と畑をやってみたいですが、△△△△さんの土地を購入して規模拡大していくという事で、□□□□さんの希望により耕作をするという事で話を聞いております。以上です。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。
ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして山口委員の退席を求めます。

..... 山口委員退席

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

山口委員の入室を求めます。

..... 山口委員着席

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)につきましても、権利の移転を受ける者は、機構が定める条件を満たした担い手でございますので配分計画を作成することに問題はないと事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《中村委員》

3番、4番についてご説明いたします。先程、事務局から説明があったとおり〇〇〇〇地区では平成27年度に農地中間管理事業を導入し、中心的な担い手の農地配分を実施しました。今回、△△△△さん、□□□□さんは耕作の権利を◇◇◇◇に移転するという案件です。〇〇〇〇さんは農業を辞める。△△△△さんは野菜の方を中心にするという事です。移転を受ける□□□□は地元で手広く耕作しており問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。

よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて議案第6号、宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第6号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

《井上委員》

すいません。質問なのですが、様式をホームページからダウンロードしてパソコンで打ち込んで印刷したものだったら判子を付いたらいいという事ですか。

《今西次長》

はい。本人が手書きをしない場合、パソコンの記名は判子が必要になります。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第6号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を

改正する訓令について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。

よって議案第6号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年3月定例総会の議案を終了いたします。